

別表3（第9条関係）

第1 許可地域における許可の基準

1 共通基準

- (1) 周囲に優れた建造物又は景観があること等により特に景観に配慮する必要がある地域にあつては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が当該景観と調和したものであること。
- (2) 裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。
- (3) 電飾装備を有する広告物等にあつては、昼間においても美観風致を害しないものであること。
- (4) 投光器その他照明装置を使用する広告物等にあつては、漏れ光及び光の性質に関する配慮等がなされたものであること。
- (5) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないものであること。
- (6) 松山市景観計画に定められた屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項に適合すること。

2 個別基準

広告物等の種類		区分	条例第7条及び第14条第1項の基準
建物利用広告物	屋上広告物	広告物等の上端の地上からの高さ	51メートル以下
			<p>自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は建物の名称を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場等の建物の屋上に表示する広告物等で、次の要件に該当するものについては、高さの限度を超えて表示することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 屋上構造物の壁面に文字、数字又は商標を縦3メートル以下の箱文字により表示していること。 (2) ネオン管を使用していないこと。 (3) 広告物の照明は、点滅しないこと。

		(4) 高さの限度を超えて表示する広告物等が1壁面に1個であること。
	広告物等の高さ	地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下、かつ、15メートル以下
	表示方法	建築物の壁面の延長面から突き出さないこと。
突出し 広告物	表示面積	1面につき20平方メートル以下
	広告物等の上端の地上からの高さ	51メートル以下
	個数	1壁面に2列以下。一方の面が0.5平方メートル以下のものについては、この限りでない。
	壁面からの出幅	1 1.5メートル以下であること。 2 同じ列に設置するものは、その出幅が同じであること。 3 道路上に突き出す場合は、道路の境界線から、1メートル未満であること。
	道路面	歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては

	からの 広告物 等の下 端の高 さ	2.5メートル以上，歩車道の区別のない道路上に あつては4.5メートル以上	
	表示方 法	建築物の上端から突き出さないこと。	
壁面広 告物	1壁面の 利用割 合限度	1壁面の面積が100平方 メートル未満	2分の1以下
		1壁面の面積が100平方 メートル以上200平方メ ートル未満	3分の1以下又は50 平方メートル以下
		1壁面の面積が200平方 メートル以上	4分の1以下又は70 平方メートル以下
	広告物 等の上 端の地 上から の高さ	51メートル以下	
		<p>自己の氏名，名称，店名若しくは商標又は建物の名称を表示するため，自己の住所又は事業所，営業所，作業場等の建物その他工作物等の壁面に表示する広告物等で，次の要件に該当するものについては，高さの限度を超えて表示することができる。</p> <p>(1) 壁面に文字，数字又は商標を縦3メートル以下の箱文字により表示していること。</p>	

			<p>(2) ネオン管を使用していないこと。</p> <p>(3) 広告物の照明は、点滅しないこと。</p> <p>(4) 高さの限度を超えて表示する広告物等が1壁面に1個であること。</p>
		表示内容等	意匠及び広告文が同一なものは、1壁面につき1個であること。
		表示方法	<p>1 壁面上端及び側端から突き出さないこと。</p> <p>2 窓その他の開口部をふさがないこと。</p>
	壁面利用広告幕	規格	長さ15メートル以下，幅1.5メートル以下
		表示内容等	意匠及び広告文が同一なものは、1個であること。
		表示方法	1壁面の利用割合限度及び広告物等の上端の地上からの高さは、壁面広告物の基準を満たすこと。
建物敷地内広告物	広告板 広告塔	表示合計面積	1事業所等当たり30平方メートル以下
		広告物等の上端の地上からの高さ	15メートル以下

	表示方法	道路上に突き出さないこと。
垣・塀広告物	表示方法	1 壁面の上端及び側端から突き出さないこと。 2 壁面広告物の基準を満たすこと。
のぼり, 旗	表示面積	2平方メートル以下
	設置場所	道路の路肩から5メートル以内に設置する場合には、相互の間隔を5メートル以上とすること。 ただし、設置する本数が3本以下の場合には、この限りでない。
広告幕	個数	1事業所等当たり3個以下
	規格	1 広告幕は、長さ10メートル以下、幅1メートル以下 2 広告幕掲出装置の高さは、地上から15メートル以下
	表示内容	自己の営業内容を表示するものであること。
はり紙及びはり札	表示面積	はり紙 1.5平方メートル以下 はり札 0.5平方メートル以下
	表示方法	はり紙は、糊ばりしないこと。

立看板		表示面積	縦2メートル以下，横1メートル以下，脚部の長さ0.5メートル以下
		表示方法	倒伏しないように固定すること。
電柱類 広告物	(共通)	設置場所	国道，県道及び市道上に設置されている電柱類でないこと。
		袖付け	個数
	規格	縦1.2メートル以下，横0.6メートル以下	
	道路面からの広告物の下端の高さ	歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては2.5メートル以上，歩車道の区別のない道路上にあっては4.5メートル以上	
	表示方法	歩車道の区別のある道路にあっては，車道上に突き出さないこと。	
	巻付け	個数	1本につき1個。ただし1平方メートル以下で，2枚に分けて表示することができる。
		表示面積	1平方メートル以下
		規格	縦1.5メートル以下

		広告物の下端の地上からの高さ	1.2メートル以上
標識利用広告物	停留所標識利用広告物	規格	停留所標識の表示面積の5分の1以下
		表示方法	進行車両から見えない面に表示すること。
	消火栓標識利用広告物	個数	1個
		規格	縦0.4メートル以下，横0.8メートル以下
		道路面からの広告物の下端の高さ	歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては2.5メートル以上，歩車道の区別のない道路上にあっては4.5メートル以上
アーチ	表示面積	30平方メートル以下	
	道路面からの広告物の下端の高さ	車道上にあっては5メートル以上，歩道上にあっては3.5メートル以上	

	設置場所	車道幅員9メートル未満の道路
	表示内容	町名，商店街名その他これらに類するものに限る。
アドバルーン	規格等	広告物は，長さ15メートル以下，幅1.5メートル以下の網に布片等に表示し主綱に十分緊結すること。
アーケード利用広告物	表示面積	2平方メートル以下
	道路面からの広告物の下端の高さ	2.5メートル以上
	個数	1店舗につき1個
	表示方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 軒先には，表示しないこと。 2 歩道上のアーケードに添加する場合は，車道に面する側に表示したものでないこと。 3 原則として同一街区においては，規格を統一すること。
野立広告物	表示合計面積	30平方メートル以下

		(集合 広告の 場合を 含む。)	
		広告物 等の上 端の地 上から の高さ	10メートル以下
		道路等 からの 後退距 離	2メートル以上。一般国道，主要地方道，松山環 状線及び鉄道等において，市街化区域にあつて は10メートル以上，市街化調整区域及び都市計 画区域外にあつては100メートル以上
		野立広 告物間 の距離	10メートル以上。一般国道，主要地方道，松山 環状線及び鉄道等において，市街化調整区域及 び都市計画区域外にあつては100メートル以上
		表示方 法	1 ネオン管その他の広告物の照明は，点滅しな いこと。 2 回転灯を使用していないこと
道標，案 内図板 等	近隣店 舗等案 内広告	表示面 積	1表示面3平方メートル以下，かつ，6平方メート ル以下
		道路面 からの	3メートル以下

	<p>広告物の上端の高さ</p>	
	<p>形状</p>	<p>長方形</p>
	<p>表示内容等</p>	<p>名称，事業内容，方向，距離等の案内誘導をするのに必要な最小限の事項（商品名を除く。）を表示するものであること。</p>
<p>その他の道標，案内図板</p>	<p>表示面積</p>	<p>6平方メートル以下</p>
	<p>道路面からの広告物の上端の高さ</p>	<p>3メートル以下</p>
	<p>寄贈者名等の表示割合</p>	<p>1面の10分の1以下</p>
	<p>表示内容</p>	<p>商業広告その他の営利を目的とするものでないこと。</p>
<p>(共通)</p>	<p>表示方法</p>	<p>1 ネオン管その他の広告物の照明は，点滅しないこと。</p>

			2 回転灯を使用していないこと。
--	--	--	------------------

第2 禁止地域における自家用広告物の適用除外とされる許可の基準

区分	条例第10条第3項第1号及び第14条第1項の基準
1事業所等当たりの表示合計面積	50平方メートル以下
設置場所	建物（屋上を除く）及び敷地内
色彩	1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。
表示方法	1 ネオン管を使用していないこと。 2 照明は、点滅しないこと。 3 回転灯を使用していないこと。

（注） この表に掲げる基準のほか、第1の許可の基準を満たすこと。

第3 禁止地域における道標、案内図板等の適用除外とされる許可の基準

区分		条例第10条第3項第2号及び第14条第1項の基準
近隣店舗等案内広告	表示内容	名称、事業内容、方向、距離等の案内誘導をするのに必要な最小限の事項（商品名を除く。）を表示するものであること。
	表示面積	3平方メートル以下
	道路面	3メートル以下

	からの 広告物 の上端 の高さ	
	形状	長方形
その他 の道標, 案内図 板等	表示面 積	3平方メートル以下
	道路面 からの 広告物 の上端 の高さ	3メートル以下
	寄贈者 名等の 表示割 合	1面の10分の1以下
	表示内 容	商業広告その他の営利を目的とするものでないこと。
(共通)	色彩	1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。
	表示方	1 ネオン管を使用していないこと。

	法	<p>2 照明は，点滅しないこと。</p> <p>3 回転灯を使用していないこと。</p>
--	---	---

(注) この表に掲げる基準のほか，第1の許可の基準を満たすこと。

備考

- 1 「禁止地域」とは，条例第5条各号に掲げる地域をいう。
- 2 「許可地域」とは，禁止地域以外の地域をいう。
- 3 「松山市景観計画」とは，景観法第8条第1項の規定により本市が定めた松山市景観計画をいう。
- 4 「自家用広告物」とは，条例第10条第2項第1号に規定する広告物等をいう。
- 5 「1事業所等」とは，自己の住所又は事業所，営業所若しくは作業場をいう。
- 6 「主要地方道」とは，松山伊予線，松山空港線，松山港線，松山北条線，伊予松山港線，伊予川内線，松山港内宮線，松山東部環状線，北条玉川線及び中島環状線をいう。
- 7 「鉄道等」とは，鉄道，軌道及び索道をいう。